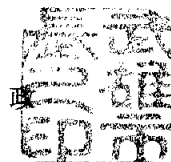


武雄市公示第138号

武雄競輪場公園整備工事について、建設工事共同企業体による指名競争入札を執行するので、武雄市建設工事共同企業体取扱要領（平成18年武雄市訓令第27号）第8条の規定により次のとおり公示します。

平成29年8月14日

武雄市長 小松



1. 工事に関する事項

- (1) 工事名 武雄競輪場公園整備工事
- (2) 工事場所 武雄市武雄町大字武雄 地内
- (3) 工事概要
  - ・敷地造成 A=3,851 m<sup>2</sup>
  - ・大型遊具(コンビネーション遊具) N=1基
  - ・幼児用遊具 N=3基
  - ・ミニBMXコース N=1箇所
  - ・透水性コンクリート舗装(園路部) A=479 m<sup>2</sup>
  - ・休憩施設(シェルター、ベンチ他) N=9基
  - ・修景施設(ミスト噴水、時計塔) N=2基
  - ・便益施設(飲用水栓・手足洗い場) N=2基
  - ・排水工(スリット側溝、集水スリット孔付側溝他) L=332.3m
  - ・植栽(ケヤキ、ソメイヨシノ、ツツジ他) N=205本
- (4) 予定工期 平成29年9月19日から平成30年3月23日まで

2. 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件（公示日時点において、資格要件を有するものに限る。）として、すべての構成員が次の各号の資格要件を満たすものとする。
  - ① 武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第3条の要件を備えた者であること。
  - ② 佐賀県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所（本社）を有する者であること。
  - ③ 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第3項の規定により、平成29・30年度における造園工事のA級の決定を受けた者であること。ただし、武雄市内に主たる営業所（本社）を有する者で、かつ、共同企業体の代表者でない場合は、造園工事のB級の決定を受けた者でもよい。
  - ④ 建設業法第26条に規定する主任（監理）技術者を施工現場に専任で配置できること。
  - ⑤ この公示の日から入札参加申請書提出期限の日までの間に武雄市建設工事の請負に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (2) 構成員のうち共同企業体の代表者となる者は、次の要件を満たすものとする。

① 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第3項の規定により、平成29・30年度における造園工事のA級の決定を受けた者であること。

(3) 構成員の数

2者とする。ただし、構成員のうち代表者でないものについては、武雄市内に主たる営業所（本社）を有する者とする。

(4) 出資比率

すべての構成員が30%以上の出資比率とし、代表者の出資比率が構成員中最大であること。

(5) 存続期間

① 当該工事の契約相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後3箇月を経過する日まで

② 当該工事の契約相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3. 入札参加申請書及び提出資料

(1) 資格審査申請書（共同企業体）

(2) 建設共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(1) ~ (3) 袋綴じ

(4) 配置予定技術者調書【保険証及び監理技術者の資格証明書の写し】

(5) 配置予定技術者に係る施工実績を証する書類

・工事請負契約書

・財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書（コリンズ）

4. 提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 平成29年8月21日（月）15時まで

(2) 提出場所 武雄市会計課契約検査係

5. 指名業者の決定

(1) 提出資料の審査結果を基に、本市の指名基準により武雄市建設工事入札参加者資格審査委員会において指名業者を決定する。

(2) 指名した者に対しては、電子入札システムにおいて指名入札の通知を行う。

(3) 指名されなかった者に対しては、非指名通知書によりその理由を通知する。

6. 問い合わせ先

武雄市会計課契約検査係 電話 0954（23）9240